

第二十三条の二第一項中「をいう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「第三項まで」を「この条」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、次に掲げる剰余金の配当等の額については、適用しない。

一 内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額で、その剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の法令において当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその剰余金の配当等の額

一 内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額（次条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により、その内国法人が受ける剰余金の配当等の額とみなされる金額に限る。以下この号において同じ。）の元本である株式又は出資で、その剰余金の配当等の額の生ずる基団となる同項第四号に掲げる事由が生ずることが予定されているものの取得（適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。）をした場合におけるその取得をした株式又は出資に係る剰余金の配当等の額（その予定されていた事由に基因するものとして政令で定めるものに限る。）

第二十二条の二第五項中「適用」の下に「その他同項から第四項までの規定の適用」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第三項の規定は、同項の剩余金の配当等の額を受ける日の属する事業年度に係る確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定の適用を受けようとする旨並びに損金算入対応受取配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付があり、かつ、外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された剩余金の配当等の額を明らかにする書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

第二十二条の二第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 内国法人が外国子会社から受ける剩余金の配当等の額で、その剩余金の配当等の額の一部が当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものである場合には、前項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、その受ける剩余金の配当等の額のうちその損金の額に算入された部分の金額として政令で定める金額（次項及び第七項において「損金算入対応受取配当等の額」という。）をもつて、同号に掲げる剩余金の配当等の額とすることができます。

4 内国法人が外国子会社から受けた剰余金の配当等の額につき前項の規定の適用を受けた場合において、当該剰余金の配当等の額を受けた日の属する事業年度後の各事業年度において損金算入対応受取配当等の額が増額されたときは、第二項第一号に掲げる剰余金の配当等の額は、同項（同号に係る部分に限る。）及び前項の規定にかかわらず、その増額された後の損金算入対応受取配当等の額として政令で定める金額とする。

第二十四条第一項中「第二十三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第三号中「うち、」を「うち」に、「ものを」を「もの及び出資等減少分配を」に改める。

第三十九条第二項中「第二十三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「金額又は信託の終了による信託財産に属する資産の給付に係る同項第三号に掲げる金額で、」を「金額で」に改め、「又はその信託の信託法第百七十七条（清算受託者の職務）に規定する清算受託者」を削る。

第三十九条の二中「当該剰余金の配当等の額」の下に「（第二十三条の二第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）」を加える。

第五十二条第一項第一号イ中「普通法人」の下に「（投資法人及び特定目的会社を除く。）」を加え、

同条第五項中「第一項の」を「同項の」に改める。

第五十四条第五項中「が新株予約権」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七条項（定義）に規定する新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「含む。」を「含む。」、」に改める。

第五十五条第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「隠ぺい仮装行為」を「隠蔽仮装行為」に改め、同条第二項中「隠ぺい仮装行為」を「隠蔽仮装行為」に改め、同条第四項に次の一号を加える。

六 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第二百三十四号）の規定による課徴金及び延滞金第五十七条第一項中「九年」を「十年」に改め、同項ただし書中「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第三項各号中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第四項第一号中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に、「九年以内」を「十年以内」に改め、同項第二号中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第五項中「場合には」を「場合（同条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）には」に、「これら」

を「同条第一項から第三項まで」に改め、「同条第二項（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は」を削り、同条第六項中「九年」を「十年」に改め、同条第七項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第八項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第十一項中「第一項の各事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する」を「次の各号に掲げる」に、「当該」を「当該各号に定める」に、「同項ただし書の」を「第一項ただし書の」に、「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同項各号を次のように改める。

一 第一項の各事業年度終了の時において次に掲げる法人（次号及び第三号において「中小法人等」という。）に該当する内国法人 当該各事業年度

イ 普通法人（投資法人、特定目的会社及び第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。第二号及び第五十八条第六項第三号において同じ。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（第六十六条第六項第二号又は第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

口 公益法人等又は協同組合等

ハ 人格のない社団等

一 第一項の各事業年度が内国法人について生じた次に掲げる事実の区分に応じそれぞれ次に定める事業年度である場合における当該内国法人（当該各事業年度終了の時において中小法人等に該当するものを除く。）当該各事業年度（当該事実が生じた日以後に当該内国法人の発行する株式が金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所に上場されたことその他の当該内国法人の事業の再生が図られたと認められる事由として政令で定める事由のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他の当該事由が生じた日として政令で定める日のうち最も早い日以後に終了する事業年度を除く。）

イ 更生手続開始の決定があつたこと 当該更生手続開始の決定の日から当該更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後七年を経過する日までの期間（同日前において当該更生手続開始の決定を取り消す決定の確定その他の政令で定める事実が生じた場合には、当該更生手続開始の決定の日から当該事実が生じた日までの期間）内の日の属する事業年度

口 再生手続開始の決定があつたこと 当該再生手続開始の決定の日から当該再生手続開始の決定に係る再生計画認可の決定の日以後七年を経過する日までの期間（同日前において当該再生手続開始の決定を取り消す決定の確定その他の政令で定める事実が生じた場合には、当該再生手続開始の決定の日から当該事実が生じた日までの期間）内の日の属する事業年度

ハ 第五十九条第二項に規定する政令で定める事実（口に掲げるものを除く。）当該事実が生じた

日から同日の翌日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度

ニ イからハまでに掲げる事実に準ずるものとして政令で定める事実 当該事実が生じた日から同日の翌日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度

三 第一項の各事業年度が内国法人の設立の日として政令で定める日から同日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度である場合における当該内国法人（普通法人に限り、当該各事業年度終了の時において中小法人等又は第六十六条第六項第二号若しくは第三号に掲げる法人に該当するもの及び株式移転完全親法人を除く。）当該各事業年度（当該内国法人の発行する株式が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されたことその他の政令で定める事由のいす

れかが生じた場合には、その上場された日その他の当該事由が生じた日として政令で定める日のうち最も早い日以後に終了する事業年度を除く。）

第五十七条第十二項中「前項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同号に規定する事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

13 税務署長は、前項の書類の添付がない確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第十一項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用することができる。

第五十八条第一項中「九年」を「十年」に改め、同項ただし書中「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第三項中「場合には」を「場合（同条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）には」に、「これら」を「同条第一項から第三項まで」に改め、

「同条第二項（同項第二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は」を削り、同条第六項中「第一項の各事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する」を「次の各号に掲げる」に、「当該」を「当該各号に定める」に、「同項ただし書の」を「第一項ただし書の」に、「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同項各号を次のように改める。

一 第一項の各事業年度終了の時において第五十七条第十一項第一号イからハまでに掲げる法人（次号及び第三号において「中小法人等」という。）に該当する内国法人 当該各事業年度

二 第一項の各事業年度が内国法人について生じた第五十七条第十一項第二号イからニまでに掲げる事実の区分に応じそれぞれ同号イからニまでに定める事業年度である場合における当該内国法人（当該各事業年度終了の時において中小法人等に該当するものを除く。） 当該各事業年度（当該事実が生じた日以後に当該内国法人の発行する株式が金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所に上場されたことその他の当該内国法人の事業の再生が図られたと認められる事由として政令で定める事由のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他の当該事由が生じた日として政令で定める日のうち最も早い日以後に終了する事業年度を除く。）

三 第一項の各事業年度が内国法人の設立の日として政令で定める日から同日以後七年を経過するまでの期間内の日の属する事業年度である場合における当該内国法人（普通法人に限り、当該各事業年度終了の時において中小法人等又は第六十六条第六項第二号若しくは第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するもの及び株式移転完全親法人を除く。）当該各事業年度（当該内国法人の発行する株式が金融商品取引法第二条第十六条に規定する金融商品取引所に上場されたことその他の政令で定める事由のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他の当該事由が生じた日として政令で定める日のうち最も早い日以後に終了する事業年度を除く。）

第五十八条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同号に規定する事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

8 税務署長は、前項の書類の添付がない確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第六項（第二号

に係る部分に限る。) の規定を適用することができる。

第五十九条第二項中「(第三号に掲げる場合に該当しない場合で、かつ、当該内国法人が当該適用年度終了の時において第五十七条第十一項各号に掲げる法人に該当しない場合において、同条第一項及び前条第一項、この項並びに第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額が当該合計額を超えるときは、その超える部分の金額の百分の二十に相当する金額を控除した金額)」を削る。

第六十一条の二第一項第一号中「第二十三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加える。

第六十六条第一項中「百分の二十五・五」を「百分の二十三・九」に改め、同条第六項第二号ハ中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 投資法人

五 特定目的会社

第六十七条第一項中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同条第二項中「会社」の下に「(投資法人を含む。以下この項及び第八項において同じ。)」を加え、同条第三項第五号中「に掲げる

金額にあつては、第三十八条第一項（法人税額等の損金不算入）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されない法人税の額及び地方法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）の額」を削り、「第二十六条第二項」を「同条第二項」に改め、同条第四項中「金額）は、」を「金額）は」に、「とする」を「とし、当該特定同族会社による金銭の分配（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十七条规定（金銭の分配）の金銭の分配をいう。）の額はその支払に係る基準日の属する事業年度に支払われたものとする」に改める。

第六十九条第四項第七号イ中「、剩余金」を「若しくは剩余金」に、「基金利息」を「同項に規定する金銭の分配若しくは基金利息に相当するもの」に改め、同号口中「特定受益証券発行信託」の下に「若しくはこれ」を加える。

第八十一条の四第一項中「及び関係法人株式等」を「、関連法人株式等及び非支配目的株式等」に、「出資又は受益権をいう。次項及び第四項」を「又は出資をいう。以下この条」に、「あつては、」を「あつては」に、「金額）」を「金額」とし、非支配目的株式等に係る配当等の額にあつては当該配当等の

額の百分の二十に相当する金額とする。」に改め、同条第二項中「（信託の収益の分配にあつては、その計算の基礎となつた期間の末日）」を削り、同条第三項中「株式又は出資で、」を「株式等で」に、「株式又は出資に」を「株式等に」に改め、同条第四項中「ときは、」の下に「当該連結法人が受ける関連法人株式等に係る配当等の額について」を加え、「次に掲げる金額の合計額」を「同項の規定にかかわらず、その保有する関連法人株式等につき当該連結事業年度において受ける配当等の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該関連法人株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「及び前項」を削り、「株式又は出資」を「株式等」に改め、同条第六項中「関係法人株式等」を「関連法人株式等」に、「の株式又は出資」を「の株式等」に、「百分の二十五以上に相当する」を「三分の一を超える」に改め、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 第一項に規定する非支配目的株式等とは、連結法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総

額の百分の五以下に相当する数又は金額の株式等を有する場合として政令で定める場合における当該他の内国法人の株式等（第五項に規定する完全子法人株式等を除く。）をいう。

第八十一条の九第一項中「九年」を「十年」に改め、同項第一号口中「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同条第二項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第三項第一号イ及びロ並びに第五項各号中「九年」を「十年」に改め、同条第八項中「第一項の各連結事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する」を「次の各号に掲げる」に、「当該」を「当該各号に定める」に、「同項ただし書の」を「第一項ただし書の」に、「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同項各号を次のように改める。

一 第一項の各連結事業年度終了の時において次に掲げる法人（次号及び第三号において「中小法人等」という。）に該当する連結親法人 当該各連結事業年度

イ 普通法人（第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。第三号において同じ。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（第六十六条第六項第二号又は第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

口 協同組合等

二 第一項の各連結事業年度が連結親法人について生じた次に掲げる事実の区分に応じそれぞれ次に定める連結事業年度である場合における当該連結親法人（当該各連結事業年度終了の時において中小法人等に該当するものを除く。）当該各連結事業年度（当該事実が生じた日以後に当該連結親法人の発行する株式が金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所に上場されたことその他の当該連結親法人の事業の再生が図られたと認められる事由として政令で定める事由のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他の当該事由が生じた日として政令で定める日のうち最も早い日以後に終了する連結事業年度を除く。）

イ 更生手続開始の決定があつたこと 当該更生手続開始の決定の日から当該更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後七年を経過する日までの期間（同日前において当該更生手続開始の決定を取り消す決定の確定その他の政令で定める事実が生じた場合には、当該更生手続開始の決定の日から当該事実が生じた日までの期間）内の日の属する連結事業年度

ロ 再生手続開始の決定があつたこと 当該再生手続開始の決定の日から当該再生手続開始の決定に

係る再生計画認可の決定の日以後七年を経過する日までの期間（同日前において当該再生手続開始の決定を取り消す決定の確定その他の政令で定める事実が生じた場合には、当該再生手続開始の決定の日から当該事実が生じた日までの期間）内の日の属する連結事業年度

ハ 第五十九条第二項に規定する政令で定める事実（口に掲げるものを除く。）当該事実が生じた

日から同日の翌日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する連結事業年度

ニ イからハまでに掲げる事実に準ずるものとして政令で定める事実 当該事実が生じた日から同日の翌日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する連結事業年度

ミ 第一項の各連結事業年度が連結親法人の設立の日として政令で定める日から同日以後七年を経過するまでの期間内の日の属する連結事業年度である場合における当該連結親法人（普通法人に限り、当該各連結事業年度終了の時において中小法人等又は第六十六条第六項第二号若しくは第三号に掲げる法人に該当するもの及び株式移転完全親法人を除く。）当該各連結事業年度（当該連結親法人の発行する株式が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されたことその他の政令で定める事由のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他の当該事由が生じた日とし

て政令で定める日のうち最も早い日以後に終了する連結事業年度を除く。）

第八十一条の九第九項中「前項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同号に規定する事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 税務署長は、前項の書類の添付がない連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第八項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用することができる。

第八十一条の十二第一項中「百分の二十五・五」を「百分の二十三・九」に改め、同条第六項中「第六十六条第六項各号」を「第六十六条第六項第一号から第三号まで又は第六号」に改める。

第八十一条の十三第二項第四号中「に掲げる金額にあつては、第八十一条の三第一項（第三十八条第一項（法人税額等の損金不算入）に係る部分に限る。）の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されない法人税の額及び地方法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規

定による道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）の額」を削り、「第二十六条第二項」を「同条第二項」に改める。

第八十一条の二十八第二項中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の七」に改める。

第八十四条第一項中「実施する業務」の下に「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二十一条第二項第二号（設立及び業務）に掲げる業務、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条の二第一項第三号（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務、同法第三十八条の二第二項第四号（地方公務員共済組合連合会）に規定する退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務に係る業務、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第八号（業務）に掲げる業務」を加え、同条第二項中「第八号」の下に「から第十二号まで」を加え、同項に次の四号を加える。

九 国家公務員共済組合法第二十一条第二項第二号に掲げる業務を行う同条第一項に規定する連合会

同号ハに規定する退職等年金給付積立金の額として政令で定めるところにより計算した金額

十 地方公務員等共済組合法第三条の二第一項第三号に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての

業務を行う次に掲げる法人 当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 地方公務員等共済組合法第三条第一項（設立）に規定する組合（同項第一号から第四号までに定めるものに限る。） 同法第二十四条の二（退職等年金給付組合積立金の積立て）に規定する退職等年金給付組合積立金の額として政令で定めるところにより計算した金額

ロ 地方公務員等共済組合法第二十七条第一項（市町村連合会）に規定する市町村連合会 同法第三十八条第一項（準用規定）において準用する同法第二十四条の二に規定する退職等年金給付組合積立金の額として政令で定めるところにより計算した金額

十一 地方公務員等共済組合法第三十八条の二第二項第四号に規定する退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務に係る業務を行う同条第一項に規定する地方公務員共済組合連合会 同法第三十八条の八の二第一項（退職等年金給付調整積立金）に規定する退職等年金給付調整積立金の額として政令で定めるところにより計算した金額

十二 日本私立学校振興・共済事業団法第二十三条第一項第八号に掲げる業務を行う同法第三条（法人格）に規定する事業団 同法第三十三条第一項第四号（区分経理）に掲げる経理に係る勘定に属する

積立金の額として政令で定めるところにより計算した金額

第一百二十二条第二項中「内国法人」の下に「又は同項の承認を受けていない連結申告法人（第二条第六号（定義）に規定する連結申告法人をいう。次条第一項において同じ。）」を加え、「ついても」を「について」に改める。

第一百二十二条第一項中「第二条第十六条号（定義）に規定する」を削る。

第一百二十三条第二号中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同条第三号中「第一百二十七条第二項」を「第一百二十七条第四項」に改める。

第一百二十七条第一項中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同項第二号中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同項第五号を削り、同条第二項中「前項の」及び「同項の」を「第一項又は第二項の」に、「同項各号」を「第一項各号又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第一百二十二条第一項の承認を受けた内国法人につき、第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認が取り消された場合には、納税地の所轄税務署長